

一般社団法人大日本武徳会 平成二十五年第三回臨時總會報告

平成二十五年二月十一日(月)午後一時より京都新都ホテル・陽明殿において第三回臨時總會が開催されました。司会進行の中田武太理事より、本日の社員臨時總會は定足数に達している旨の報告があり、規定により桑原兵充代表理事が議長席につき、本会は適法に成立したので開会する旨を宣言し、議事について審議された。

議決権を有する当法人の社員の総数

一四一名

議決権数

一四一個

当日の出席社員数(委任状による者八三名含む)

一二四名

当日の出席社員数が有する議決権数

一二四個

議題

- 一 法人設立の経緯
- 二 平成二十五年・主要事業計画と収支予算に関する件
- 三 理事の役割と法人理事・監事紹介
- 四 武道執行専門委員会の役割
- 五 法人定款と内規の説明と主要ポイント
- 六 その他・証書、会員証、法人設立記念会報、記念品、ホームページ、大正武徳殿

議題一 法人設立の経緯について、濱田鉄心理事より報告があり

ました。その中で、我々は一般社団法人に則った法人であり、営利を目的としない非営利法人で、どのようなメリットがあるか、その大きな三点の重要ポイントを記載いたします。

(一) 対外的、社会的な資格を持った法令の下で認められた組織であるという事です。これによって全国的な知名度は高まり、さらに全国的な武道活動展開の促進が期待できます。本会に登録された個人及び各団体支部はこの法人下に所属し、同時に社会的資格と責任を持った個人及び組織団体として見なされます。法人下で授与される認定証書や名誉は、一般社団法人法が認めた組織の認定書であるという高い評価が下されます。

(二) 国際的な見地から、法人化された組織は各官庁省の情報機関に登録され、大使館を通じて法人組織として見なされ、本会からの代表団は海外における国際武道大会行事において日本国代表として認められます。世界中に羽ばたく一般社団法人大日本武徳会代表の青少年武道選手は本会のみならず日本国を代表して堂々と誇りを持って活躍できます。

(三) 近い将来、公益社団法人を目指す本会は将来的に税制